長岡工業高等専門学校動物実験委員会規程

令和７年４月16日　制　　定
令和８年９月17日　一部改正

（目的）

第１条　この規程は、長岡工業高等専門学校組織・運営規程第15条に基づき、長岡工業高等専門学校動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（組織）

第２条　委員会は、次に掲げる教職員等をもって組織する。

一　総務主事

二　動物実験等に関して優れた識見を有する者　若干人

三　実験動物に関して優れた識見を有する者　若干人

四　その他学識経験を有する者　各学科及び一般教育科の教員各１人

五　その他校長が必要と認めた者

２　第１項第２号から第４号に規定する委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　第１項第２号の教職員で本校に適任者がいない場合は、本校以外の者を校長が委嘱することができる。

（委員長）

第３条　委員会に委員長を置き、総務主事をもって充てる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の成立）

第４条　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

２　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の委員会出席）

第５条　委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員会の審議事項等）

第６条　委員会は、動物実験等に関する次に掲げる事項について、審議又は調査し、校長に報告又は助言する。

一　動物実験計画が法律等及びこの規程に適合していることの審議

二　動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

三　施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

四　動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法律等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

五　自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。

六　その他動物実験等の適正な実施のため別に定める長岡工業高等専門学校動物実験実施規程に必要な事項

（事務）

第７条　委員会の事務は、総務課において処理する。

附　則

この規程は、令和７年４月16日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則　（令和８年９月17日一部改正）

この規程は、令和８年９月17日から施行する。